



固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に、土地、家屋償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税の納期は年4回に分かれており、玉村町の納期限は、5月末、7月末、9月末、12月25日（それぞれ土、日の場合は翌営業日になります）で、納税通知書は毎年5月上旬に送付されます。

住宅の減額措置および住宅用地に対する特例措置

固定資産税では、住宅および住宅用地について次のような措置が設けられています。

【新築住宅に対する減額措置】

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。

●適用要件

- ア 専用住宅や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のもの）
- イ 床面積（併用住宅については、居住部分の面積）が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること。

●減額される範囲
居住部分について120㎡まで。併

用住宅における店舗部分、事務所部分は減額対象となりません。

●減額される額

減額対象に相当する固定資産税額の2分の1

●減額される期間

- ア 一般の住宅：新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）
- イ 3階建以上の中高層耐火住宅等：新築後5年度分（長期優良住宅は7年度分）

【その他の減額措置】

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合、一定の要件を満たせば申請をすることにより固定資産税額が減額されます。

減額措置の確認について

住宅に対する減額措置については、5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書の表紙の「新築住宅等軽減額」欄に金額が表示されますのでご確認ください。

【住宅用地に対する課税標準の特例】

住宅用地（住宅の敷地の用に供されている土地）は、その税負担を特に軽減する必要から、特例措置が適用されます。

- ア 小規模住宅用地（住宅用地のうち1戸あたり200㎡まで）：価格の6分の1
- イ 一般住宅用地（住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分）：価格の3分の1

※住宅用地の範囲は家屋床面積の10倍までとなります。ただし、併用住宅の場合は、居住部分の割合によって住宅用地の範囲が異なります。

特例措置の確認について

住宅用地の特例措置が適用されている土地については、5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書の土地・家屋課税資産明細書の「軽減税額・特例」欄に「住宅用地」と表示されますのでご確認ください。

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国保特定健診のお知らせ

玉村町の国民健康保険に加入している40歳以上の人を対象に特定健診を実施しています。健診料金は無料ですので忘れずに受診してください。

- 【集団健診】
健診会場 保健センター（1階・2階）
健診受診時に必要なもの
①国保特定健康診査受診券 ②国保の保険証
※受診券を紛失した場合は、再交付を行なっています。
※個別健診、人間ドック助成を受ける場合は、集団健診を受診できません。
※受診日に国民健康保険の資格が無くなった場合や人間ドックの助成を受けた場合は、健診費用を負担していただくこととなりますのでご注意ください。
※なお、胸部レントゲン検診を受診する人は、保健センターから送付された結核・肺がん検診受診票も併せて持参してください。
- 【個別健診】
受診券に同封の指定医療機関で11月30日（土）まで受診可能です。

特定健診（集団）日程表

健診日	受付時間	健診会場	
5月	24日(金)	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時 午後5時30分～7時	保健センター 1階・2階
	27日(月)	午前8時30分～10時30分	
	29日(水)	午前8時30分～10時30分	
6月	4日(火)	午前8時30分～10時30分	
	9日(日)	午前8時30分～10時30分	
7月	21日(金)	午前8時30分～10時30分	
	17日(水)	午前8時30分～10時30分	
9月	10日(火)	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時	
	27日(金)	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時	
	29日(日)	午前8時30分～10時30分	